

Flow 分析プラットフォームサービス契約約款

第 1 章 総 則

第 1 条 (約款の適用)

この約款は、ビッグロープ株式会社（以下「当社」といいます。）が「Flow 分析プラットフォームサービス」と称して提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関し適用されます。

- 当社が契約者（その意味は第 3 条第 11 号に定めます。次項および第 2 条においても同様とします。）に通知する本サービスの説明、案内、利用上の注意等（以下「説明等」といい、当社所定のウェブページ等に掲載することを含みます。）は、この約款の一部を構成するものとします。
- 契約者は、この約款を誠実に遵守するものとします。

第 2 条 (約款の変更)

当社は、一定の予告期間において当社所定の方法により契約者に通知することにより、この約款を随時変更することができるものとします。この場合、当該予告期間に、第 22 条に基づく利用契約の解除の通知が当社に対してなされないときは、当該変更につき契約者による承諾があったものとみなします。

- 前項の規定にかかわらず、前項の約款の変更の効力発生時において成立している利用契約の契約者に対して実質的な影響を及ぼさないと当社が判断するこの約款の変更については、当社は、前項に定める通知をすることなく、行うことができるものとします。

第 3 条 (用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用語の意味
(1)電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
(2)電気通信回線	電気通信設備たる回線
(3)電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
(4)本サービス用ソフトウェア	当社が開発し、または当社の固有の権原もしくは正当な権原を有する者からの許諾に基づき、本サービスの提供に関して利用されるコンピュータソフトウェア
(5)本サービス用設備	当社がその判断により設置する電気通信設備
(6)本サービス用通信回線	当社がその判断により電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）（以下「事業法」といいます。）第 9 条所定の登録を受けた者または第 16 条第 1 項の規定による届出をした者をいいます。以下同じ。）から提供を受ける電気通信回線
(7)本サービス用システム	本サービス用ソフトウェア、本サービス用設備および本サービス用通信回線
(8)本サービス	当社が契約者に提供する電気通信サービスであって、契約者によるサービスの運用にあたって必要となる本サービス用システムを契約者の利用に供するサービス
(10)利用契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
(11)契約者	当社と利用契約を締結している法人
(12)契約者端末設備	本サービスを利用するために、契約者が設置するパーソナルコンピュータ、モデムおよびこれらに類似する機器（当該機器に搭載されるソフトウェアを含みます。）
(13)接続サービス	契約者が本サービスを利用するにあたって、事業法にて定め

	る電気通信事業者から提供を受けるインターネットプロトコルによる電気通信サービスその他の接続手段
(14)本 ID	本サービスを利用するために必要となるログイン用の識別符号（パスワードを含みます）
(15)営業日	土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日、ならびに当社が休業と定めた日（当社創立記念日、年末年始休業日、夏期休業日等）を除く、当社が通常営業活動を行う日
(16)料金等	本サービスの利用料金その他の債務およびこれに係る消費税等相当額
(17)消費税等相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定に基づき課税される消費税および地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額

第2章 利 用 契 約

第 4 条（利用契約の成立）

利用契約の申込は、この約款に同意のうえ当社所定の方法により行うものとします。（利用契約の申込をする法人を、以下「申込者」といいます。）利用契約は、当社が申込者から受けた申込を承諾したときに、当社とかかる申込者との間に成立するものとします。

- 2 当社は、次の各号の何れかの場合には、利用契約の申込を承諾しないことがあります。また、当社は、利用契約成立後であっても、次の各号の何れかに該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて当該各号の何れかに該当する契約者に通知することにより、利用契約を解除することができるものとします。ただし、次の第 2 号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、当該期間内に是正されないときに、当社所定の方法にて通知することにより、利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 利用契約の申込時に虚偽の事項を当社に通知したことが判明した場合
 - (2) 申込者が、料金等の支払を現に怠りまたは怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (3) 過去に不正使用等により利用契約もしくは当社が提供する本サービス以外のサービスに係る契約が解除されていることまたは本サービスもしくは当社が提供する本サービス以外のサービスの利用を停止されていることが判明した場合
 - (4) その他利用契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合
- 3 契約者は、本サービスを利用するにあたり、自己の費用と責任において、契約者端末設備を準備しかつ接続サービスへ加入するとともに、本サービスを利用する期間中、これらを維持するものとします。

第 5 条（契約事項の変更等）

契約者は、第 4 条第 1 項に定める利用契約の申込のときに当社に登録または申告した情報に変更がある場合、速やかにその旨を当社所定の方法により当社に届けるものとします。一旦かかる変更を届け出た情報について更に変更がある場合も同様とします。

第 6 条（権利の譲渡）

契約者は、利用契約上の地位または利用契約により生じる契約者の権利（本サービスの提供を受ける権利を含みます）もしくは義務を第三者に譲渡、売買、承継、名義変更、質権その他担保に供する等の行為をすることができません。

- 2 当社は、料金等の回収代行業務を第三者に委託する場合には、当社が契約者から料金等（延滞利息を含みます。）の支払を受ける権利の全部または一部を、当該第三者に譲渡することができるものとします。また、当社は、当該業務を委託した第三者に譲渡した当該債権の全部または一部について、かかる譲渡を取消し、または再譲渡を受けることができるものとします。

第3章 サービスの提供

第7条（本サービスの内容）

本サービスの内容は、当社が提供する「BIGLOBE クラウドホスティングサービス」の IaaS で構築する VM（仮想マシン）上に、当社の提携先である Genie Networks Ltd. 社の GenieATM ISP モデルをインストールしたものを契約者の利用に供するものとします。当社は、本サービスの仕様を予告なく変更することがあります。

第8条（本IDの管理）

当社は契約者に対し、利用契約成立後、当社所定の方法により、本IDを、交付するものとします。

- 2 契約者は、本IDを用いて当社所定の画面にログインのうえ、本サービスを利用するものとします。
- 3 契約者は、本IDのうちパスワードを自ら変更することができるものとします。
- 4 契約者は、当社が別途定める場合を除き、本IDを、第三者に使用させ、または売買、譲渡もしくは貸与等してはならないものとします。
- 5 本IDの管理および使用は契約者の責任とし、使用上の過誤または第三者による不正使用等について、当社は一切その責を負わないものとします。

第9条（提供時間）

契約者が本サービスの提供を受けることができる時間は、1日24時間、かつ、1週7日とします。ただし、別途当社が定める本サービス用システムに係る保守の時間を除きます。

第10条（提供区域）

本サービスの提供区域は、日本国内とします。

- 2 契約者は、当社から事前の書面による承諾を得ることなく、日本国外から本サービスを利用することはできません。

第11条（最低利用期間）

本サービスに係る最低利用期間は、本サービスの提供を開始した日が属する月の初日から起算して6ヶ月間とします。

- 2 前項の最低利用期間満了以降は、当社もしくは契約者による解約の手続きがなされるまで、利用契約は6ヶ月単位で自動更新するものとします。

第4章 料金等

第12条（料金）

本サービスの利用料金は、選択したコースごとの固定の月額料金となり、その料金体系の詳細および金額は別途提示する見積書に記載された金額とします。

第13条（料金等の計算方法および支払方法）

月額料金の支払いは、本サービスの利用開始日（以下「本サービス開始日」といいます。）から起算して本サービスの利用の終了があった日までの期間の各月について行われるものとし、暦月の途中で開始しまたは終了した場合であっても、月額料金の日割りには行わないものとします。

- 2 当社は契約者に対し、前項の各月に係る月額料金およびこれに対応する消費税等相当額を、当社所定の書面により、当該各月に係る月額料金の報告とともに請求するものとし、契約者は当社に対し、当該書面に定める支払期日までに、当社が指定する銀行口座に振り込む方法により当該請求金額を支払うものとします。
- 3 本条第2項の期間において、第19条の規定により本サービスの利用中止があった場合または第20条の規定により本サービスの利用停止があった場合は、契約者は、その中止または停止期間中の月額料金の支払を要します。
- 4 当社は、料金の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

第 14 条（延滞利息）

契約者は、料金等（延滞利息を除きます。）をその支払期日を経過してもなお当社に対して支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日までに当社に支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払がなされたときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。

第 15 条（振込手数料）

料金等の口座振込に係る銀行手数料およびこれに対応する消費税等相当額は、契約者がこれを負担するものとします。

第 5 章 保守および運用等

第 16 条（本サービス用システムの修理または復旧）

契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、契約者端末設備および接続サービスに故障のないことを確認のうえ、その旨を当社に通知するものとします。

- 2 当社は、本サービス用システムに障害が生じたことを知ったときは、速やかに本サービス用システムを修理または復旧します。
- 3 契約者および当社のいずれか一方が必要と認めるときは、直ちに本サービス用システムの修理または復旧の処置等について契約者および当社は協議のうえ、これを解決するものとします。

第 17 条（契約者の義務）

契約者は、本サービスの利用にあたり、当社が提供する本サービスと同等のサービスを利用する第三者の利用態様による影響（本サービス用システムのレスポンスの低下などを含むが、これに限られません。）を受けることがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

- 2 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号の行為を行わないものとします。
 - (1) 本サービスにより利用し得る情報を改ざんまたは消去する行為
 - (2) ウイルス等の有害なコンピュータプログラムまたは情報等を送信、掲載または書込む行為
 - (3) 当社の事前の書面による承諾を得ることなく、本サービスを利用して本サービスと同様または類似のサービスを第三者に提供する行為
 - (4) 他の契約者の本 ID を不正に取得もしくは使用し、または他の契約者もしくは自己の本 ID を不正に他の契約者もしくは第三者に使用させる行為
 - (5) 契約者もしくは第三者の設備等または本サービス用設備に過大な負荷を生じさせる行為（事前に当社の書面による承諾を得ない、契約者のサービスに関するセキュリティ診断または負荷試験を含みます。）、その他その使用または運営に支障を与える行為
 - (6) その他法令に違反または公序良俗に反する行為
 - (7) その他本サービスの運営を妨げるような行為
 - (8) その他前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為
- 3 契約者は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一本サービスの利用に関連し他の契約者または第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者または第三者から何らかの請求がなされまたは訴訟が提起された場合、当該契約者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を防御および解決するものとし、当社を一切免責するものとします。
- 4 前項の場合において、当該第三者が本条第 2 項各号に定める禁止行為のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、当該第三者の行為を当該契約者の行為とみなして、この約款の各条項が適用されるものとします。
- 5 契約者は、本サービスを利用するにあたって、契約者の Flow データが第三者のネットワーク（インターネット）を経由して当社に送信されることにつき、予め承諾するものとします。

第5章 利用の制限、中止および停止ならびにサービスの廃止

第18条（本サービスの利用の制限等）

当社は、事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、本サービスの利用を制限または中止する措置をとることがあります。

- 2 当社は、契約者または第三者による本サービス用設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用または運営に支障を与える行為があった場合、本サービスの利用を制限（ネットワークの帯域を制限することを含みます）することがあります。

第19条（利用中止）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、契約者による本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合
- (2) 他の電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合
- (3) 当社の責に帰すべき事由によらず、本サービスの提供に利用が不可欠な本サービス用ソフトウェアについて、当該本サービス用ソフトウェアを当社へ提供する第三者が、当社に対する当該本サービス用ソフトウェアの提供を中止または中断した場合。
- (4) 第18条の規定による場合

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第20条（利用停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、当該契約者による本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 利用契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (2) 支払期日を経過してもなお料金等が支払われない場合
- (3) 第17条第2項の規定に違反した場合
- (4) 当社および当社の委託先の問い合わせ窓口等へ、正当な事由もなく長時間の電話をしたり、同様の繰り返し電話を過度に行ったり、または不当な義務等を強要したり、威嚇等をもって嫌がらせ、恐喝もしくは脅迫に類する行為をしたりすることで、当社または当社の委託先の業務に著しく支障をきたした場合
- (5) 解散、廃業もしくは合併をし、または清算に入った場合
- (6) 監督官庁より営業停止処分または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けた場合
- (7) 仮差押、仮処分、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立を受け、または民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始もしくは特別清算の申立てを受け、または民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始もしくは特別清算の申立てを自ら行った場合
- (8) 支払停止、支払不能等の事由を生じた場合
- (9) 手形、小切手について不渡り処分を受け、または金融機関から取引停止処分を受けた場合、もしくは租税滞納処分を受けた場合
- (10) 当社が契約者に対する債権保全上必要と認めた場合
- (11) 前各号の他この約款上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある場合

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間または停止を解除する条件を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、前2項に定めるほか、本サービスの提供を継続することが不都合を招く、やむを得ない事情がある場合、その理由の如何を問わず、またその理由を契約者に開示することなく、当社の選択により、契約者による本サービスの利用を停止することができるものとします。当社は、かかる利用停止または削除について、契約者に対し

て、何らの責任も負うものではありません。

第21条（本サービスの変更、追加または廃止）

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができるものとします。この場合、第2条の規定を準用するものとします。

- 2 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

第6章 契 約 の 解 除

第22条（契約者が行う契約の解除等）

契約者は、利用契約を解除しようとするときは、第11条第1項に定める最低利用期間経過後、当社所定の方法により3ヶ月前までにその旨を当社に通知することにより契約を解除することができます。この場合、毎月の初日から20日までに当社に通知のあったものについては当該通知のあった月の末日に、また、毎月の21日から末日までに当社に通知があったものについては当該通知のあった月の翌月の末日に、利用契約の解除があったものとします。

- 2 契約者の都合により、第11条第1項に定める最低利用期間内に利用契約が解約された場合、契約者は、最低利用期間の残余の期間に対応する本サービスの料金に相当する金額を、当社が別に定める方法により、当社の別途指定する期日までに当社に一括して支払うものとします。
- 3 前項の場合において、その利用中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の解除があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

第23条（当社が行う契約の解除等）

当社は、第20条の規定により本サービスの利用停止を受けた契約者が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、当社所定の方法により通知することにより、その利用契約を解除することができるものとします。

- 2 前項の規定により利用契約が解除された場合、契約者は、本サービスの利用に係る一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、当社から契約者に対する通知・催告を要せず残存債務の全額を直ちに支払うものとします。

第7章 責 任

第24条（責 任）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社が当社の責に帰すべき事由により本サービスを提供しなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、契約者による損害の賠償請求に応じます。

- 2 前項の場合における本サービスの損害賠償の範囲は、契約者に現実発生した直接かつ通常の損害とし、かつ、賠償額の総額は、以下の各号の金額にこれに対応する消費税等相当額を加算した額を超えないものとします。
 - ①経過期間が1カ月以上である場合には、月次費用（月額料金）の1カ月分相当額
 - ②経過期間が1カ月に満たない場合には、本サービスの利用開始日から利用不能の状態が発生した日までの日数で月次費用（月額料金）を日割りした金額相当額
- 3 本条第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用されません。
- 4 当社は、本サービス用通信回線を提供する電気通信事業者の責に帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合、当社が当該電気通信事業者から受領する損害賠償額を本サービスが利用できなかった契約者全員に対する損害賠償の限度額とし、かつ、契約者に現実発生した直接かつ通常の損害に限り賠償請求に応じるものとします。
- 5 天災、事変その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は、一切その責を負わないも

のとします。

- 6 当社は、利用契約に基づく本サービスの提供に関連して当社が契約者、第 28 条第 1 項第 1 号に定める代表者等に対し損害賠償責任を負う場合（なお、本条第 1 項に定める場合を除きます。）、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除くいかなる場合も、損害賠償の範囲は、当該契約者または第 28 条第 1 項第 1 号に定める代表者等に現実に発生した直接かつ通常の損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は、当該損害が生じた日が属する月に当社が当該契約者から受領すべき料金に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲を超えないものとします。

第 25 条（免 責）

当社は、本サービス用システムの故障等により契約者の情報または仮想サーバが消失したため発生した損害、または第三者の故意または過失による契約者の情報の改竄や消失に起因する損害、その他、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任の種類を問わず賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。

- 2 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性または適法性に関する保証を含め、一切の保証しないものとします。
- 3 当社は、契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。
- 4 当社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます。）について、その完全性、正確性、有用性に関する保証を含め、何らの保証もしないものとします。当該情報等のうち当社以外の第三者による提供に係るものに起因して生じた損害等について、当社は、何らの責任も負わないものとします。

第8章 雑 則

第 26 条（著作権等）

別段の定めのない限り、本サービスを通じて当社が提供する情報に関する著作権その他の知的財産権は、当社または当該情報に関する正当な権原を有する権利者に帰属するものとし、また、各情報の集合体としての本サービスの著作権その他の知的財産権は、当社に帰属するものとします。

- 2 契約者は、本サービスを利用することにより得られる一切の情報を、当社または当該情報に関し正当な権利を有する者の事前の許諾なしに、複製し、出版し、放送し、公衆送信する行為等をその方法のいかんを問わず自ら行ってはならず、および第三者をして行わせてはならないものとします。

第 27 条（秘密保持）

この約款において秘密情報とは、利用契約に関連して契約者および当社が相手方から開示を受ける技術上または営業上の情報であって次の各号の一に該当するものならびに提供資料をいいます。

- (1) 秘密である旨が明示された技術資料、図面、その他関係資料等の有体物により開示される情報。
- (2) 秘密である旨を告知したうえで口頭にて開示される情報であって、かかる口頭の開示後 30 日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により開示されたもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、この約款における秘密情報として取扱わないものとします。
 - (1) 開示の時に、既に公知であった情報、または既に被開示者が保有していた情報。
 - (2) 開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報。
 - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報。
 - (4) 秘密情報を利用することなく被開示者が独自に開発した情報。
 - (5) 開示者が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した開示者の情報。
- 3 契約者および当社は、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、相手方の秘密情報をいかなる第三者に対しても開示または漏洩しないものとします。ただし、本条第 5 項および第 31 条所定の再委託先に委託を行う場合には、当該規定に従います。

- 4 契約者および当社は、本条に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって相手方の秘密情報を管理するものとします。
- 5 契約者および当社は、相手方の秘密情報を、当該相手方の秘密情報を知る必要のある自己の役員および従業員のみに開示することができるものとし、当該役員および従業員に対して本条に定める秘密保持義務を遵守させるものとします。
- 6 契約者および当社は、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、相手方の秘密情報を利用契約の履行以外の目的で一切使用してはならないものとします。

第28条（秘密保持および個人情報の保護）

本条においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「代表者等」とは、第4条および第5条にそれぞれ定める申込および変更等に際し当社に登録された情報により識別することができる代表者その他の特定の個人（他の情報と容易に照合することができ、それにより識別することができることとなる代表者その他の特定の個人を含みます。）をいいます。
 - (2) 「代表者等の個人情報」とは、代表者等に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、住所、電話番号その他の記述等（記述、番号、記号その他の符号等をいいます。）により特定の代表者等を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の代表者等を識別することができることとなるものを含みます。）をいいます。
 - (3) 「当社知得の代表者等の個人情報」とは、代表者等の個人情報のうち以下のものをいいます。
 - ① 第4条および第5条にそれぞれ定める申込および変更等に際し当社に登録された情報
 - ② 第1条第2項に定める説明等に基づき当社に登録された情報
 - ③ 上記①および②の他、本サービスの提供に関連して当社が知得した情報
 - (4) 「料金等情報」とは、契約者に発生した本サービスの利用料金、その明細、当社が契約者に請求した本サービスの利用料金、契約者から当社に入金した本サービスの利用料金に係る情報その他の料金等の請求・決済に係る実績に関する情報をいいます。
- 2 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者または代表者等の通信の秘密を事業法第4条に基づき保護し、第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、裁判所の発する令状その他裁判所の判断または法令に従い開示する場合にはこの限りではありません。
 - 3 契約者は、当社が、当社知得の代表者等の個人情報のうち次の第1号乃至第9号の各号に定めるものを、当該各号に定めるその利用（第三者への提供を含みます。）の目的（以下「利用目的」といいます。）の達成に必要な範囲内で取扱うことに同意するものとします。
 - (1) 契約者との間において本サービスの提供に伴い必要となる認証、運用業務、料金等の請求、与信管理、ならびに料金等の変更および本サービスの変更、追加または廃止に係る通知をするため、契約ID、本ID、氏名、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、会社名、部門名、住所、通信履歴、アカウント情報（料金等の支払方法に関する情報をいいます。）、利用契約情報（契約の種類、申込日、契約日、申込サービスその他の利用契約の内容に関する情報をいいます。）を利用すること
 - (2) 本サービスの提供として、本サービスの提供とともに、その他本サービスの提供との関連において、契約者が請求または購入した資料、サンプル・試供品、景品および商品等の配送その他の提供をするため、氏名、契約ID、本ID、住所、および電話番号等を利用すること
 - (3) 本サービスの提供として、本サービスの提供とともに、その他本サービスの提供との関連において、契約者からの請求、問合せおよび苦情に対する対応、出張サポート、または連絡をするため、氏名、本ID、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレスおよび通信履歴を利用すること
 - (4) 代表者等に対し、本サービスの提供として、本サービスの提供とともに、その他本サービスの提供との関連において、当社または当社の提携先等第三者の商品またはサービス等の品質向上等を図るためのアンケート調査等を行い、その集計および分析等を行うため、本ID等、氏名、電子メールアドレス、電話番号、住所、性別、年齢その他の属性に係る情報、料金等情報、および当該アンケート調査等の結果得られた情報等を利用すること
 - (5) 本サービスの提供として、本サービスの提供とともに、その他本サービスの提供との関連において、当社または当社の提携先等第三者の商品、サービス等または広告、宣伝その他の情報の内容を代表者等向けにカスタマイズする等これを向上させるため、契約ID、本ID、氏名、電子メールアドレス、Webサイトの閲覧履

歴、電子メールへの反応状況、性別、年齢その他の属性に係る情報、料金等情報、および本サービスその他当社が提供するサービスの利用に係る情報等を個別に告知を行うことなく収集するとともに、これらを当社知得の代表者等の個人情報その他当社が知り得た情報等と関連付けて利用すること

- (6) 前 2 号に定める当社の提携先等第三者による商品またはサービス等の改良、企画開発またはマーケティング活動のため、前 2 号により得られた情報等を、代表者等を識別または特定することができない態様にて、当該当社の提携先等第三者に開示または提供すること
 - (7) 代表者等に対し、本サービスの提供として、本サービスの提供とともに、その他本サービスの提供との関連において、当社または当社の提携先等第三者の商品またはサービス等に関する広告、宣伝、および各種イベント・特典を実施するため、ならびにこれらに関する情報の提供その他の連絡のための、当社の Web サイトその他代表者等の端末上への表示、電子メールの送信もしくは印刷物の郵送等（サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます。）を行い、または電話もしくは訪問による説明をするため、氏名、契約 ID、本 ID、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス、およびダイレクトメール・情報誌等の配信または購読希望情報等を利用すること
 - (8) 利用契約の解除もしくは終了に伴う契約者の退会処理のため、それぞれ、契約 ID、本 ID、通信履歴、およびその他当該契約者の退会処理または当該処理に必要な情報等を当該契約者の退会後も当社所定の期間利用すること
 - (9) 裁判所の発する令状その他裁判所の判断または法令に従い代表者等の個人情報を開示するため、当該代表者等の個人情報を利用すること
- 4 第 1 条第 2 項に定める説明等に代表者等の個人情報に関する利用目的その他の取扱いの定めがある場合において、当該取扱いの定めに基づき新たな代表者等の個人情報の登録があるときは、当該新たな代表者等の個人情報に関し、当該取扱いの定めとともに前項の規定が、重ねて適用されるものとします。この場合において、当社知得の代表者等の個人情報のうち当該新たな代表者等の個人情報を除くものに関しても、当該取扱いの定めとともに前項の規定が重ねて適用されるものとします。なお、当該取扱いの定めは、当該諸規定の主題に関する限りで適用されるものとします。
- 5 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項に従った開示請求があった場合、前 3 項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。また、当社は、社団法人電気通信事業者協会、社団法人テレコムサービス協会、社団法人日本インターネットプロバイダー協会および社団法人日本ケーブルテレビ連盟による平成 17 年 10 月付での策定に係る「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」（その変更を含みます。）に従った照会があった場合または平成 19 年 2 月付けでの策定に係る「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン」（その変更を含みます。）に従った開示請求があった場合、本条第 2 項の規定にかかわらず、当該照会または開示請求の範囲内で情報を開示することがあります。
- 6 当社は、本条第 3 項、第 4 項および前項前段の場合において、代表者等の個人情報を適切に管理するように契約等により義務付けた業務委託先に対し、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、当該代表者等の個人情報を委託することができるものとします。

第 29 条（反社会的勢力の排除）

契約者は当社に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。

- (1) 契約者またはその役職員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」と総称します。）に属すること
 - (2) 反社会的勢力が契約者の経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が契約者の経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 契約者またはその役職員が反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 契約者またはその役職員が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 契約者またはその役職員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 契約者は当社に対し、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明

し、保証します。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説の流布、偽計もしくは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、契約者が前2項の表明保証に反することが認められると判断した場合には、当該契約者に対し、催告その他の手続を要することなく、利用契約を解除することができるものとします。
- 4 当社は、本条の規定により利用契約を解除した場合、契約者に損害が生じて何らこれを賠償ないし補償することを要せず、また、当該解除により当社に損害が生じたときは、契約者にその損害の賠償を請求することができるものとします。

第30条（本サービスの終了後の取り扱い）

契約者は、理由のいかんを問わず利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェアおよび全ての資料等を利用契約終了後直ちに当社に返還し、顧客の端末設備などに格納されたソフトウェアおよび資料等については、契約者の責任で消去し、また、契約者の顧客に消去させ、当社からの求めがあったときは当該消去を証明する書面を当社に提出するものとします。

第31条（業務委託）

当社は、本サービスの提供に必要な場合、本サービスの提供に係る業務の一部を、当社の指定に係る第三者に委託することができるものとします。

第32条（契約者の地位の承継）

法人の合併等により契約者の地位を承継した者は、承継をした日から1カ月以内に当社所定の書類を当社に提出するものとします。

- 2 当社は、契約者について次の変更があったときは、契約者の同一性および継続性が認められる場合に限り、前項と同様であるものとみなし、前項の規定を準用します。
- (1) 契約者である法人の業務の分割による新たな法人への変更
 - (2) 契約者である法人の業務の譲渡による別法人への変更
- 3 前2項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更した場合も同様とします。
- 4 当社は、本条の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち、当社の選択する1人を代表者として取り扱います。

第33条（準拠法）

この約款に関する準拠法としては、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第34条（合意管轄）

契約者または第28条第1項第1号に定める代表者等と当社との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

この約款は、平成28年8月12日から改定し実施します。